

広島県告示第八百六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年十二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域		
広島県広島市南区黄金山町、同区東霞町、同区西本浦町、同区西霞町、同区北大河町、同区南大河町、同区本浦町及び同区丹那新町地内				
西本浦町一 （二〇四）	急傾斜地の 崩壊	西本浦町一 （二〇四）	急傾斜地の 崩壊	区域の表示 区域の表示及び法 第九条第二項に 定める土砂災害 警戒区域等にお ける土砂災害防 止対策の推進に 関する（平成十 三年政令第八十 号）で定める事 項
西本浦町二 （五六七）	急傾斜地の 崩壊	西本浦町二 （五六七）	急傾斜地の 崩壊	区域の表示 区域の表示及び法 第九条第二項に 定める土砂災害 警戒区域等にお ける土砂災害防 止対策の推進に 関する（平成十 三年政令第八十 号）で定める事 項
西霞町二一 （二六六一）	急傾斜地の 崩壊	西霞町二一 （二六六一）	急傾斜地の 崩壊	区域の表示 区域の表示及び法 第九条第二項に 定める土砂災害 警戒区域等にお ける土砂災害防 止対策の推進に 関する（平成十 三年政令第八十 号）で定める事 項
北大河町二 （五五一）	急傾斜地の 崩壊	北大河町二 （五五一）	急傾斜地の 崩壊	区域の表示 区域の表示及び法 第九条第二項に 定める土砂災害 警戒区域等にお ける土砂災害防 止対策の推進に 関する（平成十 三年政令第八十 号）で定める事 項
北大河町八 （二〇二）	急傾斜地の 崩壊	北大河町八 （二〇二）	急傾斜地の 崩壊	区域の表示 区域の表示及び法 第九条第二項に 定める土砂災害 警戒区域等にお ける土砂災害防 止対策の推進に 関する（平成十 三年政令第八十 号）で定める事 項
北大河町二 （五五一）	急傾斜地の 崩壊	北大河町二 （五五一）	急傾斜地の 崩壊	区域の表示 区域の表示及び法 第九条第二項に 定める土砂災害 警戒区域等にお ける土砂災害防 止対策の推進に 関する（平成十 三年政令第八十 号）で定める事 項
北大河町二 （四四八）	急傾斜地の 崩壊	北大河町二 （四四八）	急傾斜地の 崩壊	区域の表示 区域の表示及び法 第九条第二項に 定める土砂災害 警戒区域等にお ける土砂災害防 止対策の推進に 関する（平成十 三年政令第八十 号）で定める事 項
北大河町二 （四四八）	急傾斜地の 崩壊	北大河町二 （四四八）	急傾斜地の 崩壊	区域の表示 区域の表示及び法 第九条第二項に 定める土砂災害 警戒区域等にお ける土砂災害防 止対策の推進に 関する（平成十 三年政令第八十 号）で定める事 項

西本浦町二 二(五六七 〇―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西本浦町二 二(五六七 〇―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
大町川(九 四七)	土石流	次の図のとおり			

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。